

成年後見制度を利用している人に対する精神保健福祉士としての権利擁護の視点

～成年後見人と共に考える「本人の利益」とは？～

近年、成年後見制度を利用する方が増えています。入院中の患者に後見人がついていたり、地域の事業所の通所者や家族から「制度の利用を考えようと思っているのですが…」と相談されたりすることもあるのではないのでしょうか。

以前まで、成年後見制度と聞くと「クライアントの権利を脅かす一面もあるのでは？」と考える福祉職の方が多かったのではないかと思います。後見類型となると選挙権が喪失してしまう過去があったので、未だにマイナスイメージを持っていたり、財産管理については、「何かを買う・お金を使う、ということ管理される」と考えていたりする方も今もいるのではないかと思います。

今は、後見制度改正によって選挙権は全ての類型に回復されており、財産管理も日常生活にかかる金銭については成年後見人とはいえ、制約することが出来ないようになっています。その他にも、保佐・補助類型の場合は、「どの部分の(意思)決定を保佐人等に委ねるのか」をクライアントが決めて保佐活動等が始まるということもあります。

このように、制度を改正したり、どのように利用していくかをクライアントと決めたりすることも、後見活動には必要なことであり、「クライアントの権利をどのようにして守っていくか」を考える機会にもなります。ここでも、やはり『権利擁護』はとても大切なキーワードになってきます。

東京精神保健福祉士協会では「権利擁護とは何か」ということについて、毎月1回権利擁護委員会を運営しています。これまでに委員会に参加していない方でも気軽に参加していただくために「拡大権利擁護委員会」を企画しました。今回は、日本精神保健福祉士協会のクローバー登録者を交え、受任したからこそ見える「成年後見制度からの権利擁護の視点」から、皆さんと「権利擁護とは何か」をグループワークを通して深められたら、と考えています。

権利擁護について考えを深めてみたい方、職場以外の精神保健福祉士とのつながりを持ってみたい方、参加をお待ちしています。

日時：平成30年11月13日（火）19:00～20:30

費用：会員無料 非会員：500円

申し込み方法：東京精神保健福祉士協会HP、もしくは下記URLから申し込みフォームでお申し込みください。

<https://drive.google.com/open?id=1VUsoY60LKE1QsizC5exYygCrQHxpYNhSva2Xy6NIiUY>
委員からの返信をもって申込み完了となります。

場所：日本福祉教育専門学校 本校舎

***会場への問い合わせはしないでください。**

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 2-16-3

JR 山手線・西武新宿線・東京メトロ東西線「高田馬場駅」下車徒歩1分

※東西線「高田馬場駅」4番出口を出ると、正面です。

懇親会：終了後、高田馬場駅周辺で懇親会を行います。

(会費 4000円程度・希望者のみ)

問い合わせ：申し訳ありませんが、事前の問い合わせ、当日の連絡は

メールのみでお願いします。

メールアドレス（権利擁護委員会） tkypsw@google.com

